平成２６年（フ）第１０４号
群馬県高崎市棟高町166番地２
債務者　関口　幸弘
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２０号
群馬県富岡市下黒岩1836番地１
債務者　横山ミツヱ
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５６２号
埼玉県川口市戸塚東３丁目26番24号　マインドＹＯＵ戸塚１―101
債務者　濱口　礼子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９４号
さいたま市岩槻区原町６番23―２号
債務者　本田　由佳
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０３号
さいたま市南区南浦和３丁目49番53棟1003号、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目５番７号402
債務者　石上　　功
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０４号
さいたま市南区南浦和３丁目49番53棟1003号、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目５番７号402
債務者　石上　光雄
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
埼玉県春日部市藤塚647番地１
債務者　佐藤　孝市
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
埼玉県川越市大字池辺269番地３
債務者　田中　紀子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３０号
埼玉県川越市大字藤間68番地１　ベル・ヴィハウス１号館101号室
債務者　半田　健巳
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７４号
埼玉県東松山市加美町６番37号、前住所埼玉県東松山市大字松山1951番地４
債務者　工藤　美香
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６４号
岐阜県多治見市大畑町大洞31番地の75
債務者　小倉　裕美
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２６９号
堺市堺区錦綾町３丁５番２号、前住所堺市北区奥本町２丁４番地１
債務者　今田　和子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番312―201号、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目210番地の３
債務者　山本寿美子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
奈良県五條市今井４丁目４番81号
債務者　大西佐和子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１９９号
高知県高岡郡日高村下分251番地13　第一団地Ｃ―16山中美知代方、住民票上の住所高知県四万十市中村東町１丁目８番11号　池マンション201
債務者　砂田　佳史
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２号
長崎県五島市東浜町１丁目10番21号
債務者　平山　悦子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目26番14―206号
債務者　木下　和彦
１　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係